

I 利用の前に

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

製造業に属する事業所の従業者数、製造品出荷額等を調査し、工業の実態を明らかにするとともに、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施している。

(3) 調査の期日

平成30年工業統計調査は、平成30年6月1日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っている。

(6) 調査事項一覧

甲調査(従業者が30人以上の事業所)	乙調査(従業者が29人以下の事業所)
<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称及び所在地・本社又は本店の名称及び所在地・他事業所の有無・経営組織・資本金額又は出資金額・従業者数・現金給与総額・消費税の税込み記入・税抜き記入の別・原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額・有形固定資産・製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額・製造品の出荷額、在庫額等・主要原材料名・作業工程・製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合・工業用地及び工業用水	<ul style="list-style-type: none">・事業所の名称及び所在地・本社又は本店の名称及び所在地・他事業所の有無・経営組織・資本金額又は出資金額・従業者数・現金給与総額・消費税の税込み記入・税抜き記入の別・原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額・製造品出荷額等・主要原材料名及び簡単な作業工程・製造品出荷額に占める直接輸出額の割合

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成30年6月1日現在において、製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）の数である。

なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成30年6月1日現在の個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者の合計である。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記アに準じる者

ウ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

エ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

③ 「正社員、正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向・派遣している者を除く。

④ 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

⑤ 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

平成29年1月1日から12月31日までの1年間（以下「平成29年1年間」という。）に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対し支給された次の給与の額の合計である。

① 基本給、諸手当

② 特別に支払われた給与（期末賞与等）

③ その他の給与（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額など）

(4) 原材料使用額等

平成29年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成29年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成29年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

なお、内国消費税額とは、消費税、酒税、たばこ税、地方揮発油税をいう。ただし、消費税は調査項目に含まれないため、推計により算出している。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。）を、平成29年1年間にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成29年1年間に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成29年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品並びに原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産

有形固定資産の額は、平成29年1年間における金額であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

3 計算項目算式一覧

- (1) 粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
- (2) 生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
- (3) 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額
- (4) 有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋（建設仮勘定の年間増加額－建設仮勘定の年間減少額）

※生産額、付加価値額、有形固定資産投資総額は、従業者30人以上の事業所のみ算出

4 工業統計調査用産業分類の表示

(1) 産業分類中分類の名称

工業統計調査用産業分類の中分類名を略したものを用いた。

なお、重化学工業と軽工業の区分については、次表で中分類番号を【 】で囲んだものを重化学工業とし、それ以外を軽工業とした。

(2) 産業分類細分類の名称

原則として、工業統計調査用産業分類の細分類名末尾の「製造業」を略したものを用いた。

工業統計調査用産業分類中分類別略称表

番号	略 称	産業分類中分類	各産業における本市の主な製造品
09	食 料 品	食料品製造業	冷凍水産食品、生菓子、ビスケット類・干菓子
10	飲 料・たばこ・飼 料	飲料・たばこ・飼料製造業	製茶、清涼飲料
11	織 維 工 業	繊維工業	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学生服
12	木 材・木 製 品	木材・木製品製造業(家具を除く)	木箱、造作材(建具を除く)
13	家 具・装 備 品	家具・装備品製造業	木製家具(漆塗りを除く)、建具
14	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	塗工紙(印刷用紙を除く)、段ボール箱
15	印 刷	印刷・同関連業	オフセット印刷(紙に対するもの)、紙以外の印刷
【16】	化 学 工 業	化学工業	写真感光材料、医薬品製剤
【17】	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業	潤滑油・グリース(石油精製業によらないもの)
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製容器、工業用プラスチック製品加工
19	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業	工業用ゴム製品
20	な め し 革 ・ 同 製 品	なめし革・同製品・毛皮製造業	—
21	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業	石工品、生コンクリート、砕石
【22】	鉄 鋼	鉄鋼業	鉄鋼シャースリット、伸線
【23】	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業	アルミニウム・同合金ダイカスト
【24】	金 属 製 品	金属製品製造業	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
【25】	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業	冷凍機・温湿調整装置
【26】	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業	金属用金型・同部分品・附属品、半導体製造装置
【27】	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業	医療用機械器具、娯楽用機械
【28】	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	電子部品・デバイス・電子回路製造業	液晶パネル・フラットパネル、電子回路基板
【29】	電 気 機 械	電気機械器具製造業	配電盤・電力制御装置、電力開閉装置
【30】	情 報 通 信 機 械	情報通信機械器具製造業	無線通信機械器具、有線通信機械器具
【31】	輸 送 機 械	輸送用機械器具製造業	自動車部分品・附属品、自動車車体・附随車
32	そ の 他 の 製 造 業	その他の製造業	工業用模型、看板・標識機

5 統計表等に用いた記号の用法及び注記

(1) 記号の用法

「 - 」 : 該当の数値がないもの。

「 0 」 : 端数四捨五入による単位未満のもの。

「▲、-」 : 負数（マイナス）であることを示す。統計数値の前に付す。

「 X 」 : 1 又は 2 の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあり秘匿した箇所。

なお、3 以上の事業所に関する数値でも、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表示した。

(2) 秘匿の数値の扱い

統計表中の「X」の数値は、総数に含めている。

(3) 金額の積み上げと合計

金額を万円単位又は億円単位で表示してある箇所は、万円未満又は億円未満を四捨五入しているため、関係各欄の積み上げによる合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

(4) 構成比の積み上げ

構成比は、それぞれ小数点 2 桁目を四捨五入しているため、積み上げの合計が100%にならない場合がある。

6 その他

(1) この報告書の数値は、静岡県から提供を受けたデータを基に本市が独自集計したものであるため、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。なお、経済産業省が公表する集計値が、本調査の確定値となる。

(2) 市町別の数値については、静岡県経営管理部ICT推進局統計調査課の公表した「平成30年工業統計調査結果」に基づき本市において編集した。